

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 27(オ)604	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 28 年 10 月 9 日	原審裁判年月日	昭和 27 年 6 月 19 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 7 卷 10 号 1072 頁		

判示事項	営業所の借地権の放棄契約と商法第五〇九条の適用の有無
裁判要旨	商人の借地権の放棄に関する契約は、たとえ右借地権がその営業所の敷地に関する場合であつても、商法第五〇九条にいわゆる「其営業ノ部類ニ属スル契約」とはいえない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告理由第一点について。 原判決は、訴外 D が被上告人らの代理人として、訴外 E に対し被上告人らの借地権を放棄する旨約したことはない事実を確定しているのであつて、所論は畢竟、原判決の事実の認定を非難するに帰し、適法な上告の理由とならない。 同第二点について。 商法五〇九条に関する原判決の判断は正当であつて、論旨は理由がない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 霜山精一 裁判官 栗山茂 裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 谷村唯一郎)

※参考：判例タイムズ 34 号 49 頁